

禁煙支援薬局拡大事業実施要領

1 目的

健康長寿しまね推進計画の目標である、喫煙率の低下を目指した禁煙対策を推進するため、薬局における禁煙指導の普及を図り、禁煙を希望する喫煙者を支援する体制を整備していく必要がある。

この要領は、薬局での禁煙希望者に対する禁煙指導等（以下「禁煙支援」という。）の取組を推進するため「禁煙支援薬局拡大事業」の実施について、必要な事項を定める。

2 事業実施機関

島根県（以下「県」という。）

健康長寿しまね推進会議（以下「県推進会議」という。）

一般社団法人島根県薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）

3 用語の定義

この要領において「禁煙支援薬局」とは、島根県内の薬局のうち、敷地内（テナントの場合はその薬局部分）が全面禁煙（健康増進法第 28 条第 13 項で規定する「特定屋外喫煙場所」を設置しない）で、指定する研修を受講した薬剤師が、禁煙希望者に対して禁煙に関するアドバイスなど禁煙に関する支援を行う薬局とする。

「指定する研修」とは、薬剤師会が主催する、たばこに関する研修会（以下「指定研修」という。）とする。

4 事業内容

事業の内容は、以下のとおりとする。

- (1) この要領に定める薬局を認定し登録する。
- (2) この要領に定める薬局数を拡大する。
- (3) この要領に定める薬局を広く県民に情報提供する。

5 役割分担

(1) 県

- ①ホームページへの掲載申込みに応じ、掲載をする。
- ②登録薬局の状況を県民に情報提供する。

(2) 薬剤師会

- ①登録薬局の募集及び登録受付をする。
- ②薬剤師向けに指定研修を開催する。（年 1 回程度）

(3) 県、県推進会議及び薬剤師会（共通）

- ①登録等の事務処理をする。

②禁煙支援薬局制度の普及啓発を行う。

6 登録期間

新規登録した場合は認定年度を含み4カ年度とする。

更新の場合は新たな認定期間開始の年度を含み3カ年度とする。

登録を更新する場合は、登録期間の最終年度に実施される「指定研修」を必ず受講すること。

7 実施手順

(1) 申込み

登録を希望する薬局は、登録申込書（様式1）を薬剤師会に提出する。

(2) 受付

薬剤師会は、薬局から申込書の提出があった場合、薬剤師の指定研修受講状況を確認し受け付ける。

(3) 登録

薬剤師会は、提出のあった申込書の内容を確認した後、県推進会議へ送る。

県推進会議は、認定証を作成し薬剤師会へ送付する。

薬剤師会は認定証及びステッカーを申請者に交付する。

(4) 表示の実施

薬局は、利用者にわかりやすいように認定証等を掲示する。

(5) 変更・取り下げ

薬局において、禁煙支援薬局の登録内容に変更等が生じた場合は、それぞれ指定の様式を薬剤師会に提出する。

- ・登録内容に変更が生じた場合は、変更申込書（様式2）

- ・登録を取り下げる場合は、取下げ届（様式3）の提出とあわせて認定証、ステッカーを返却する。

(6) 報告

薬剤師会は、変更、更新、取下げ等の内容を県推進会議へ報告する。

あわせて、ホームページ掲載申込書が提出された場合は、県へ送付する。

8 その他

この要領は平成26年度から適用することとし、この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要領は平成27年3月11日から施行する。

附則 この要領は平成29年12月18日から施行する。

附則 この要領は令和2年4月1日から施行する。